

広島県告示第百十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

借借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住 所	借借権の設定等を受ける土地 所 在	面積（㎡）
農事組合法人本庄協輪 苦楽部・百笑	三原市	三原市八幡町本庄二二一八番ほか一二筆	二八、七六〇
元岡 義明	三原市	三原市本郷町船木字横通三〇六二番一ほか九筆	三一、五五二
株式会社奥平農事業	三次市	三次市上川立町二三〇三番一ほか一九筆	三三、九二二
農事組合法人志和地	三次市	三次市上志和地町一八番一ほか一一筆	一九、四二一
農事組合法人有原	三次市	三次市有原町一〇五九番一	二、九三七
株式会社ノーサイド	三次市	三次市甲奴町本郷字中矢原九二五番	二、六〇一
農事組合法人東河内の里	三次市	三次市三次町四六五番ほか七筆	五、八〇一
池田 徹	三次市	三次市上志和地町一八二番一ほか五筆	七、二九二
信川 進吾	安芸高田市	安芸高田市向原町長田字川之内三七四六番ほか一筆	四、九一五
和田 廣司	世羅郡世羅町	安芸高田市甲田町上小原字大反田四一五一番四ほか二筆	四、〇八二
中村 輝之	安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字後迫一九三三番一	八五一
有限会社援農甲立ファーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町浅塚字田中九三番一ほか一筆	一五、二九四
山本 和人	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字槇細三八〇九番一ほか二筆	三、〇九八
大地 喜代志	山県郡北広島町	山県郡北広島町吉木字澄戸四二七〇番ほか一筆	四、四一二
農事組合法人ファーム八重145	山県郡北広島町	山県郡北広島町有間字甲掛五四八番一ほか二筆	一、二二八
合同会社今吉田ファーム向井	山県郡北広島町	山県郡北広島町今吉田字大利一六一七番ほか三筆	九、二〇四
有限会社北広島町農林建公社	山県郡北広島町	山県郡北広島町有田字中頼信一七二二番ほか五八筆	五一、六九〇
有限会社北広島町農林建公社	山県郡北広島町	山県郡北広島町惣森字反畷五二五番二	一、三九八
有限会社北広島町農林建公社	山県郡北広島町	山県郡北広島町本地字丸押三五八九番一ほか二筆	二、三三五

農事組合法人ほりこし	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字京丸字楨 ケ坪一四七番四ほか八筆	一五、〇二二
農事組合法人ほりこし	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字堀越字神 田一〇一三番一	八〇一
正迫 昌史	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字中原字鳥 井木三七二番三ほか五筆	一一、一九三
農事組合法人ふるさと 重永	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字重永字京 免二〇五七番二ほか二筆	一〇、七〇七

二 認可年月日

令和四年三月九日